令和6年度　公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.8.5	R6.8.13	・公共用地境界報告書（48財用堺申第2431号）のうち、起案用紙、承諾書（〇〇） ・公共用地境界報告書（50財用堺申第3431号）のうち、起案用紙、承諾書（〇〇）	4		1							1						（第７条第４号） 印影は公にすることにより、偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。	建設局 総務部 用度課
2	R6.8.7	R6.8.13	和田急傾斜地崩壊防止工事（その４）施工体系図	8	1															建設局 南多摩東部建設事務所 工事課
3	R6.8.6	R6.8.14	東京都西部公園緑地事務所（５）改築工事に伴う詳細の検討業務委託 検討結果報告書（令和６年３月） （このうち、建物内部の配置が記載された図面を除く。）	※		1					1								（第７条第２号） 不開示箇所は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。	建設局 総務部 用度課
4	R6.8.7	R6.8.15	１.桧原村小沢地区急傾斜地崩壊防止工事（その２） 　・施工体系図 ２.青梅市長淵一丁目地区急傾斜地崩壊防止工事（その７） 　・施工体系図 ３.日の出町大久野新井地区急傾斜地崩壊防止工事（その４） 　・施工体系図 ４.平沢地区急傾斜地防災工事（５西健） 　・施工体系図	4	1															建設局 西多摩建設事務所 工事第二課
5	R6.8.7	R6.8.15	道路災害防除工事（５南西の１） 道路災害防除工事（５南西の２） 施工体系図（個人情報を除く）	2	1															建設局 南多摩西部建設事務所 補修課
6	R6.8.7	R6.8.16	平山六丁目地区急傾斜地崩壊防止工事（その２）の施工体系図 （個人情報を除く）	1	1															建設局　東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

令和6年度　公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R6.8.7	R6.8.16	施工体系図 ・道路災害防除工事（５西の１） ・道路災害防除工事（５西の６） ・道路災害防除工事（５西の11） ・道路災害防除工事（５西の10）及び防護柵設置工事（５西－２） ・道路災害防除工事（５西の14） ・道路災害防除工事（５西の13） ・道路災害防除工事（５西の12） ・道路災害防除工事（５西の16） ・道路災害防除工事（５西の15）	9	1															建設局 西多摩建設事務所 補修課
8	R6.8.7	R6.8.20	施工体系図 ・道路災害防除工事（５奥の２）	1	1															建設局 西多摩建設事務所 奥多摩出張所
9	R6.8.8	R6.8.21	１.令和６年６月27日付６五建用第41号で不開示決定した、〇〇と締結した土地売渡証（昭和45年７月11日）の副本ついて、副本が作成されなかった根拠となる条例 ２.令和６年６月28日付６五建用第42号で不開示決定した、〇〇と締結した土地売渡証（昭和45年７月11日）の対立会確認書類について、保存年限５年を経過した当該書類を廃棄した根拠となる条例																東京都の条例は、東京都例規集データベースによりインターネット上で公表されているため、東京都情報公開条例第18条第２項により、却下する。	建設局 第五建設事務所 用地課
10	R6.7.12	R6.8.23	・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業幹事会（第12回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業幹事会（第12回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業幹事会（第13回）の会議資料及び議事骨子	※		1					1	1							（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （第７条第２号又は第３号） 当該車両が個人所有に係るものである場合は、特定の個人を識別することができるものであるため（条例第７条第２号に該当）。 また、法人所有に係るものである場合は、公にすることで、特定日、特定の場所を当該法人の所有する車両が走行していたという内部管理情報が明らかとなり、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため（条例第７条第３号に該当）。	建設局 道路建設部 鉄道関連事業課

令和6年度　公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
11	R6.7.1	R6.8.23	道路予備補足設計（４街-国立３・４・５外１路線）設計報告書（令和５年４月　東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成）	※		1								1	1				（第７条第５号） 不開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、路線の幅員・構造・工法等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 また、これら混乱により、都の事業の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	建設局 北多摩北部建設事務所 工事第一課
12	R6.8.15	R6.8.27	〇〇及び〇〇に墨田区の都立横網公園について出された、2024の「公園占用許可申請書」と関連する資料（まだ許可が出ていない申請書も含む）					1											開示請求時点では申請がなされていないことから、当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
13	R6.8.15	R6.8.27	・令和元年７月16日付公園占用許可申請書及び添付書類 ・令和２年８月12日付公園占用許可申請書及び添付書類 ・令和３年８月11日付公園占用許可申請書及び添付書類 ・令和４年８月10日付公園占用許可申請書及び添付書類 ・令和５年８月16日付公園占用許可申請書及び添付書類 ・令和２年８月17日付公園占用許可申請書に都が添付した書類 ・令和３年８月19日付公園占用許可申請書に都が添付した書類 ・令和４年８月31日付公園占用許可申請書に都が添付した書類 ・令和５年８月29日付公園占用許可申請書に都が添付した書類	※		1					1								（第７条第２号） 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより識別することができるものを含む）情報であるため。 （第７条第２号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
14	R6.8.14	R6.8.27	令和６年９月１日に墨田区内で行われる予定の「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」にかかる〇〇が都に提出した公園占有許可申請書を含むその他の資料一式。都が同会に渡した許可資料一式。					1											開示請求時点では申請がなされていないことから、当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和6年度　公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R6.8.14	R6.8.27	「令和６年９月１日に墨田区内で行われる予定の「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」にかかる〇〇が都に提出した公園占用許可申請書を含むその他の資料一式及び都が同会に渡した許可資料一式」について、担当者が都知事にや都幹部に説明を行った際の議事録やメモ等の資料一式					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 公園課
16	R6.7.1	R6.8.29	（１）設計委託契約書（令和４年７月22日付　道路予備補足設計（４街-国立３・４・５外１路線） （２）委託契約書（令和５年１月31日付　環境調査委基礎資料修正委託（４北北-国立３・３・15外１路線）） （３）設計委託契約書（令和５年３月６日付　道路予備修正設計（４北北-国立３・３・15外１路線） （４）委託契約書（令和５年８月1日付　交通量推計委託（５北北-国立３・３・15外１路線）） （５）環境調査基礎資料修正委託（４北北-国立３・３・15外１路線）報告書 （令和５年10月　東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成） （６）道路予備修正設計（４北北-国立３・３・15外１路線）報告書 （令和５年12月　東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成） （７）交通量推計委託（５北北-国立３・３・15）報告書 （令和６年２月　東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成）	1	1															建設局 北多摩北部建設事務所 工事第一課
17	R6.8.26	R6.8.29	・交通量推計委託（５四-放34豊玉中外１路線） 【放射第35号線豊玉中編】報告書 ただし、個人情報を除く	※	1															建設局 第四建設事務所 工事第一課

令和6年度　公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
18	R6.8.22	R6.8.29	山田川防災工事（月見橋下流）（その１）その４のしゅん工図のうち計画平面図、横断図 （個人情報を除く）	2	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例７条＞
・一部開示及び不開示について、条例７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。